

移動通信システム等制度ワーキンググループ第4回会合後の追加質問・意見

(1) 事業者等への質問

番号	質問者	質問先	質問内容	回答
1	飯塚構成員	楽天モバイル、 NTTドコモ、 KDDI、 ソフトバンク	<p>①第4回WGでNTTドコモ様をご提案された、「割当後の検証スキームを構築し、実質的なサービス提供が行われているか等の事後評価を、第三者等が客観的データに基づき実施し、評価結果を次の割当審査時に考慮する仕組みを導入すること」について、賛否をお聞かせ下さい。</p> <p>②事後評価の評価指標として、どのような指標が適切であると考えられるか、お聞かせ下さい（例：一定のダウンリンクスピードが享受できるサービス提供エリア、建物の屋外から屋内への電波伝播損失が一定レベル以下のエリア等）。</p> <p>③消費者保護の観点から見ると、評価結果をもとに、実質的なサービス提供エリアを、第三者等が一般に公開することが消費者利益にかなうと考えられますが、一般への公開について、賛否をお聞かせ下さい。</p>	<p>【楽天モバイル】</p> <p>①について 認定された開設計画に係る事後評価については、開設計画の認定時とその後の実績を比較するものであると考えますので、その評価指標は、開設計画の認定審査の評価基準に基づき定めることが適当です。 認定された開設計画の実施状況については、現行制度でも四半期報告において確認されており、また、その実施状況を次回の認定審査に反映することも可能となっていますので、NTTドコモ殿の提案の趣旨は、既に取り入れられているものと思料されますが、第三者によって開設計画の実施状況を評価することも考えられます。</p> <p>②について 携帯電話及び全国BWAについては、毎年度、電波利用状況調査において、割当て後に周波数が有効利用されているか否かについて評価が行われ、その結果は、周波数割当計画の作成又は変更その他電波の有効利用に資する施策を総合的かつ計画的に推進するために活用することされています。 その調査項目には、カバレッジや通信速度向上に係る技術の導入状況等が含まれていますので、サービス提供エリアや通信速度等に係る評価は、電波利用状況調査において実施することとし、その指標として「移動系通信事業者が提供するインターネット接続サービスの実効速度計測手法及び利用者への情報提供手法等に関するガイドライン」等、事業者共通の手法を活用することなども考えられます。</p>

番号	質問者	質問先	質問内容	回答
1	飯塚構成員	楽天モバイル、 NTTドコモ、 KDDI、 ソフトバンク	<p>①第4回WGでNTTドコモ様をご提案された、「割当後の検証スキームを構築し、実質的なサービス提供が行われているか等の事後評価を、第三者等が客観的データに基づき実施し、評価結果を次の割当審査時に考慮する仕組みを導入すること」について、賛否をお聞かせ下さい。</p> <p>②事後評価の評価指標として、どのような指標が適切であると考えられるか、お聞かせ下さい（例：一定のダウンリンクスピードが享受できるサービス提供エリア、建物の屋外から屋内への電波伝播損失が一定レベル以下のエリア等）。</p> <p>③消費者保護の観点から見ると、評価結果をもとに、実質的なサービス提供エリアを、第三者等が一般に公開することが消費者利益にかなうと考えられますが、一般への公開について、賛否をお聞かせ下さい。</p>	<p>【楽天モバイル】（続き）</p> <p>③について 事後評価の基準と各社のサービス提供エリア表示の基準は異なるものと考えられますので、消費者に混乱を生じさせる可能性があることに留意する必要があるものと考えます。 各社のサービス提供エリア表示に改善の余地があるのであれば、認定後の開設計画の実施状況の事後評価とは別に検討を行い、ガイドライン等を定めて、消費者保護に適用サービスエリア表示を行っていくべきであると考えます。</p> <p>【NTTドコモ】</p> <p>①お客様及び社会全体への有益性の観点から、割当て済み周波数の実質的なサービス提供の状況について評価を行い、その評価結果を次回の割当て審査時に考慮すべきと考えております。</p> <p>状況に応じて、第三者等の客観的な評価も考慮すべきと考えております。</p> <p>②お客様の使用感を勘案した指標が適切であると考えておりますが、具体的な検討にあたっては、コストや稼働なども含めて現実的な対応可能性等を考慮に入れながら、関係者において慎重に議論すべきと考えます。</p> <p>③消費者保護に資する方向で検討すべきと考えておりますが、まずは関係者により、実質的なサービス提供状況を評価する方法について十分に議論・検討した上で、それらの経過を踏まえた次のステップとして、一般への公開について検討すべきと考えます。</p>

番号	質問者	質問先	質問内容	回答
1	飯塚構成員	楽天モバイル、 NTTドコモ、 KDDI、 ソフトバンク	<p>①第4回WGでNTTドコモ様をご提案された、「割当後の検証スキームを構築し、実質的なサービス提供が行われているか等の事後評価を、第三者等が客観的データに基づき実施し、評価結果を次の割当審査時に考慮する仕組みを導入すること」について、賛否をお聞かせ下さい。</p> <p>②事後評価の評価指標として、どのような指標が適切であると考えられるか、お聞かせ下さい（例：一定のダウンリンクスピードが享受できるサービス提供エリア、建物の屋外から屋内への電波伝播損失が一定レベル以下のエリア等）。</p> <p>③消費者保護の観点から見ると、評価結果をもとに、実質的なサービス提供エリアを、第三者等が一般に公開することが消費者利益にかなうと考えられますが、一般への公開について、賛否をお聞かせ下さい。</p>	<p>【KDDI】</p> <p>割当後の検証スキームによる事後評価を実施することは周波数有効利用の観点から重要であると考えております。</p> <p>事後評価における評価指標については、諸外国の事例を踏まえつつ、日本において適用可能か、事業者間の公平な指標となり得るか、技術的な観点含めた慎重な議論が必要と考えております。</p> <p>なお、事後評価の実施に当たり事業者へ過度な負担がかからないよう配慮頂くことを希望します。</p> <p>一般への公開については、公開済みのサービスエリアマップとの位置づけの違いによる混乱をきたさないよう、ユーザ保護観点も含めた議論が必要と考えております。</p> <p>【ソフトバンク】</p> <p>ご提案頂いている内容については検討の余地があるものと考えますが、具体的な調査の方法・基準によっては適切に機能しない可能性もあることから、海外の事例等を参考にしながら慎重に議論する必要があると考えます。</p> <p>また、評価結果を公表することについては、上記の通り、現時点で調査方法・基準が定まっていない状況のため、消費者に誤解を与えないよう、慎重に整理した上で、適切に対応することが必要と考えます。</p>

(2) 各社の追加意見

番号	意見者	意見先	意見	やりとり
1-1	NTTドコモ	—	<p>周波数の割当て制度については、電波の有効利用につながる普遍的なルールとして、様々な事業者にとって公平かつ透明であるべきと考えております。</p> <p>一方で、周波数は限られた資源であるため、再配分の検討が行われる際には、再配分を希望する事業者に既に割当て済みの周波数が有効活用できているかを、より一層適正に評価すべきであり、その評価結果を割当て審査において十分に考慮すべきであると考えております。</p> <p>再配分となる場合の移行期間については、ソフトウェア技術等、今後の技術発展は図るべきと考えておりますが、一方で現行システムにおいての移行期間は10年スパンの期間を要する可能性もあるため、お客様への影響や各無線設備に必要な対応なども考慮し、適切な期間を慎重に検討していくべきであると考えております。</p>	1回目
1-2	KDDI	—	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国民の財産である周波数の再編は、膨大な基地局数が展開された今、多大な労力が伴う長期の国家施策となるため、実施のご判断には、国家戦略に直結する今後の5G展開や社会的影響、お客様提供サービスの品質担保などについても十分評価・検証頂くプロセスが必要と考えている。 ・ 周波数再編は、周波数有効利用が最大の目的であり、5G/B5G時代に相応しい帯域幅や帯域拡張と併せた再編プランの検討をお願いしたい。公正競争のみに特化された一過性の周波数プランや、各周波数の細分化が無闇に進むことがないように要望する。諸外国事例における周波数ブロック自体の再配置や返上と、今回のWGで扱われた一案の周波数ブロック内の一部縮退とでは、装置の技術対応や縮退作業の難易度が大きく異なる点についてご理解頂きたい。 ・ 使用期限の設定については、予見性と実効的移行期間等を確保し、関係する事業者間の合意の上で設定をお願いしたい。開設指針の比較審査基準については、電波有効利用や計画の実行性を評価頂きたい。審査項目や配点等については、事前にパブコメを募集する等、評価の透明性と公平性の確保をお願いしたい。 	1回目

番号	意見者	意見先	意見	やりとり
1-3	ソフトバンク	ー	<p>当社は、将来的な周波数再編に関する予見性のある恒久的な制度を確立することに異論はありません。</p> <p>しかしながら、個別具体的な周波数帯の再編については、周波数毎の利用状況によって、再編に伴う技術的な課題や移行方法・期間等が異なることから、当該制度を確立した後、議論が開始されることが適切であると考えます。</p> <p>なお、恒久的な制度の整備にあたっては、国民生活に不可欠なライフラインたる携帯電話のサービスレベルが後退することがないよう、また、日本の産業発展への貢献が期待される5G・Beyond5Gの基盤整備に影響を及ぼさないよう、事業者による十分な予見性が確保されることが非常に重要となります。</p> <p>特に、制度導入後の初回実施までは10年単位の予備期間を設定し、移行期間についても十分な期間を設けることが予見性を維持する上で最低限の条件と考えます。</p> <p>今回、早急にプラチナバンドが必要との要望があることについては承知していますが、国内の既存ネットワーク及びそのユーザに多大な影響を与えてまで直ちにプラチナバンドの再配分を実施すべき合理的な理由は、これまでに十分な説明（要望されている帯域幅の必然性含む）がなされていないと考えます。</p> <p>その理由に関わらず、「早急かつ必ず」という要望であれば、当面の対応として、比較的小さい帯域幅となる可能性はありますが、標準化済みあるいは標準化が比較的容易な候補帯域を含めて、帯域の効率化等により携帯電話システム以外から新たな帯域を捻出する余地もあるのではないかと考えます。</p> <p>これまでにそのような帯域の利活用の可能性については、検討がなされていないと認識しており、まずはそこから検討、議論をすべきではないかと考えます。</p> <p>※仮に、携帯電話システム以外の帯域について、利活用の余地が無いとされる場合は、要望している事業者が、どのように検討した結果、その結論に至ったのか理由等を示すことが必要です。</p>	1回目
2-1	楽天モバイル	NTTドコモ	<p>【NTTドコモ殿の意見に対する弊社意見】</p> <p>①周波数割当ての考え方は、第4回WGで示された骨子案にあります電波の有効利用に関する考え方を基本とすることが重要であると考えます。</p> <p>「再配分を希望する事業者既に割当て済みの周波数が有効活用できているかを、より一層適正に評価」することについては、四半期報告において開設計画の実施状況が確認され、その進捗の実績を次回の認定審査に反映することが可能な制度となっているものと考えます。</p>	2回目

番号	意見者	意見先	意見	やりとり
2-2	楽天モバイル	NTTドコモ	<p>【NTTドコモ殿の意見に対する弊社意見】</p> <p>② また、「現行システムにおける移行期間は10年スパンの期間を要する可能性もあるため、お客様への影響や各無線設備に必要な対応なども考慮し」とのご意見については、3G用周波数をその終了時期を捉えて再配分を行う場合には、第4回WG資料4-3の弊社意見のとおり、お客様等への影響を比較的少なくすることが可能であると考えます。</p> <p>(資料 制度WG4-3に掲載の弊社意見抜粋)</p> <p>2 既存免許人の利用者への影響は軽微であること</p> <p>現在、プラチナバンドは利用者を多数収容する目的(キャパシティ目的)よりも、主として繋がりやすい特性を利用したカバレッジ目的(屋内、地下対策を含む。)で利用されており、「どこでも必ず繋がる」サービスを実現するために重要な周波数です。</p> <p>弊社は、各社が50MHz幅ずつ保有しているプラチナバンドのうち、旧来の3Gシステムに使用している部分(10MHz)を再配分の対象とすることが、現実的であると考えております。上記1(略)で述べたように各社とも今後数年程度で3Gシステムの運用を終了させる予定であり、3Gシステムの利用者数は既に大きく減少していると考えられますので、利用者への影響は軽微と考えられます。さらに、3G用に使用している周波数(10MHz)を再配分としてもなお各社はプラチナバンドを40MHz幅保有しており、カバレッジ目的は十分達成できます。</p> <p>プラチナバンドは有限ですので、各携帯事業者がカバレッジ目的に公平に利用できるよう、キャパシティ目的には各社が多数保有している他の周波数帯で対応することが適当であると考えます。</p>	2回目
2-3	楽天モバイル	KDDI	<p>【KDDI殿の意見に対する弊社意見】</p> <p>① 「国民の財産である周波数の再編は、膨大な基地局数が展開された今、多大な労力が伴う長期の国家施策となるため、実施のご判断には、国家戦略に直結する今後の5G展開や社会的影響、お客様提供サービスの品質担保などについても十分評価・検証頂くプロセスが必要と考えている。」のご意見については、1985年の通信自由化により電電公社が民営化され、競争原理が導入されたことで、その後、我が国の情報通信市場が発展してきた歴史に鑑みれば、事業者間の公正競争の促進によって、この分野のより一層の発展を図っていくことが我が国の電気通信政策の基本であると考えます。</p> <p>従って、5Gの展開に関しましても民間事業者の創意工夫、切磋琢磨を基本として推進することが重要であると考えており、そのための公正な競争環境の確保は不可欠です。</p>	2回目
2-4	楽天モバイル	KDDI	<p>【KDDI殿の意見に対する弊社意見】</p> <p>② 「諸外国事例における周波数ブロック自体の再配置や返上と、今回のWGで扱われた一案の周波数ブロック内の一部縮退とでは、装置の技術対応や縮退作業の難易度が大きく異なる」とのご意見については、3G用周波数をその終了時期を捉えて再配分を行う場合は、基地局無線設備へのフィルタの追加とリピータの交換という比較的簡易な作業で実現可能であると考えます。このための技術的条件や費用について、具体的な検討が必要であると考えますので、検討に必要な情報の提供等にご協力をお願いいたします。</p>	2回目

番号	意見者	意見先	意見	やりとり
2-5	楽天モバイル	KDDI	<p>【KDDI殿の意見に対する弊社意見】</p> <p>③ 「使用期限の設定については、予見性と実効的移行期間等を確保し、関係する事業者間の合意の上で設定をお願いしたい。」とのご意見については、3G用周波数をその終了時期を捉えて再配分を行う場合には、第4回WG資料4-3の弊社意見のとおり、お客様等への影響を比較的少なくすることが可能であると考えます。</p> <p>また、「関係する事業者間の合意の上で設定」することについては、第4回WG資料4-3の弊社意見のとおり、競争下にある事業者間の協議に全て委ねて実施することは困難であり、中立的に評価・検討できる枠組みが不可欠と考えております。</p>	2回目

番号	意見者	意見先	意見	やりとり
2-6	楽天モバイル	KDDI	<p>【KDDI殿の意見に対する弊社意見】</p> <p>④なお、第4回WGにおける、いわゆるMCA跡地の利用について検討すべきではないかのご意見については、第4回WG資料4-3の黒田構成員のご質問への回答のとおり、端末側に実装可能な小型で安価なフィルタ開発は困難であること、また、周波数再編アクションプランに示されているとおり、既存MCAの移行の時期は未確定であり、当該帯域を使用可能となる時期は不明であることから現実的ではありませんので補足させていただきます。</p> <p>(第4回WG資料 制度WG4-3の黒田構成員のご質問への回答抜粋 <隣接バンドとの干渉回避のためのフィルタの必要性和開発の困難性></p> <p>WGにおいてご説明しているとおり、当該帯域は、3GPPで標準化されていない帯域です。このため、技術的なハードルとして、当該帯域のULは3GPPで定義されている800MHz帯のBand20とBand26に、DLは900MHz帯のBand8に含まれており、それぞれ別の既存グローバルバンドの一部となっているため、ネットワーク機器に新規フィルタ等の開発が必要となりますが、特に端末側に実装可能な小型で安価なフィルタ開発は困難と、大手フィルタベンダとの検討結果から考えております。</p> <p>また、当該帯域のUL上側については、KDDI殿のプラチナバンドBand18のDLに対して、干渉回避のために10MHzのガードバンドを確保した上で、さらに3GPP保護規定を満たすためにULの出力低減やリソースブロックの削減が必要となります。(当社検討結果)</p> <p>本周波数帯のようなマイナーバンドは、グローバルマーケットで需要がないため、仮に小型のフィルタが開発できたとしても、上記のような制約がある中で、大手の端末メーカーがコストをかけてまで実装することは期待できません。</p> <p>グローバルマーケットで需要がなければ、当該バンド向けのフィルタの生産規模は限定的となりますので価格も低下せず、ワンセグ/フルセグの例のように、ますます、グローバルエコシステムが構築されることを期待することは困難となります。</p> <p><周波数帯アクションプランでのMCA跡地利用についての方針></p> <p>現実には、既存MCAの高度MCA陸上移動通信システムへの移行の時期は未だ検討段階であり、このため新たなシステムの当該帯域の利用可能時期も不明であります。すなわち、MCAの周波数帯は、未だ「跡地」ではなく、既存MCAシステムが使用しております。「周波数再編アクションプラン(令和2年度第2次改定版)」には、次のように記載されております。</p> <p>『V 周波数再編、移行の推進(電波利用状況調査の評価結果を踏まえた対応) ③ デジタルMCAの高度MCAへの移行後の周波数有効利用方策の検討 デジタルMCA陸上移動通信システムについて、令和3年4月にサービスが開始される高度MCA陸上移動通信システムへの移行時期等と併せて、移行により開放される周波数帯において新たな無線システムを早期に導入できるよう、移行期間中からの周波数共用による段階的導入の可能性も含め、その技術的条件等について、令和2年度に実施する技術試験の結果等を踏まえ、検討を進める。』</p> <p>また、令和2年度に実施した技術試験では、当該周波数帯を希望する「2.11ah無線LAN」、「3次元屋内外測位システム」、「LPWAシステムの双方向化」、「パッシブ型RFIDの利用拡大」、「IEEE 802.15.4x方式によるIoT無線通信システム」等の共用の可能性などの検討が実施されておりますが、その中には携帯電話システムは入っていません(令和元年度の調査の結果、携帯電話システムは除外されています。)</p> <p>なお、本帯域の割当てについては他のMNO事業者も希望されていませんが、これは本帯域を携帯電話システムに使用するには、上記のような課題があることの証左であると考えられます。</p>	2回目

番号	意見者	意見先	意見	やりとり
2-7	楽天モバイル	ソフトバンク	<p>【ソフトバンク殿の意見に対する弊社意見】</p> <p>①「個別具体的な周波数帯の再編については、周波数毎の利用状況によって、再編に伴う技術的な課題や移行方法・期間等が異なることから、当該制度を確立した後、議論が開始されることが適切」、「特に、制度導入後の初回実施までは10年単位の予備期間を設定し、移行期間についても十分な期間を設けることが予見性を維持する上で最低限の条件」とのご意見について、各社に割り当てられているプラチナバンドは、開設計画が導入される以前に割り当てられてから既に20年以上経過し、又は、10年間の開設計画が終了しようとしている状況にあります。</p> <p>電波は、有限希少な国民共有の財産であり、モバイル市場における競争の源泉でもあります。携帯事業者間の公正競争が確保され、モバイル市場が活性化することで、多くの国民が、携帯電話料金の低廉化やサービス多様化など、電波利用による恩恵を受けることが可能となりますので、周波数割当ての公平性が重要です。このため、現在の不公平なプラチナバンドの割当てを長期化させることは、国民の利益に繋がりませんので、早期に見直しの機会を作ることが必要です。</p>	2回目
2-8	楽天モバイル	ソフトバンク	<p>【ソフトバンク殿の意見に対する弊社意見】</p> <p>②「国内の既存ネットワーク及びそのユーザに多大な影響を与えてまで直ちにプラチナバンドの再配分を実施すべき合理的な理由は、これまでに十分な説明（要望されている帯域幅の必然性含む）がなされていない」とのご指摘に関しましては、これまでに、第2回懇談会親会及び第1回WGにおけるヒアリング、WGにおける質問回答のやり取りなどの機会を通じて、繰り返し、その理由をご説明してきたところです。</p> <p>なお、第4回WG4-3の弊社の意見書においても、考え方をまとめておりますのでご参照ください。</p> <p>（第4回WG資料 制度WG4-3の弊社意見書抜粋）</p> <p>電波は周波数により特性が異なり、携帯事業者はその特性を組み合わせ、サービスを提供します。プラチナバンドは遠くまで届きやすい、建物などを回り込み届きやすい、屋内や地下に浸透し届きやすいという性質を持ち「どこでも必ず繋がる」サービスの実現には不可欠であり、この「どこでも必ず繋がる」サービスの優劣は、携帯事業者間の競争に大きな影響を及ぼします。</p> <p>弊社は、昨年4月の本格的サービスの開始以来、革新的なサービス料金を打ち出し、我が国の携帯料金の水準を大幅に引き下げる切っ掛けを作りました。今後、モバイル市場において、後発事業者が先行事業者と伍して競争していくためには、低廉な料金に加え、さらに「どこでも必ず繋がる」サービスの実現が不可欠と考えております。そのため、弊社にとりましてプラチナバンドの有無は極めて重要な問題です。割当済みの周波数の再配分には課題はありますが、下記（略）に示しますように、旧来の3Gシステムが終了しようとしつつある現下のタイミングは、長きにわたり割当てが固定化している周波数の再配分を進める絶好の機会であり、また実現可能であると考えます。</p> <p>弊社は今後とも他事業者様と切磋琢磨し、デジタル社会の実現に向けて、革新を起し続けたいと考えます。公正な競争環境の実現を通じ、広く国民が電波の有効利用の成果を享受出来るよう、周波数の再配分の枠組みとともに、プラチナバンドの再配分の具体的検討の必要性についてもお示しいたしますよう、特段のご配慮をお願いいたします。</p>	2回目

番号	意見者	意見先	意見	やりとり
2-9	楽天モバイル	ソフトバンク	<p>【ソフトバンク殿の意見に対する弊社意見】</p> <p>③また、「要望されている帯域幅の必然性」の説明がないとのご指摘に関しましては、飯塚構成員からのご質問への回答において、既にご説明しております。第3回WG資料3-3をご参照ください。</p> <p>(飯塚構成員へのご回答(第3回WG資料 制度WG3-3)抜粋)</p> <p>弊社は、主に、ルーラルエリアのみならず、都市部の建物の奥やビルの谷間の路地などにおけるユーザビリティの向上のためのカバレッジ対策用として、プラチナバンドの割当てを要望しています。</p> <p>平成22年(2010年)には、0.626Kbpsであった移動体通信の1契約当たりの平均トラフィックは、令和2年(2020年)には21.235Kbpsと、10年間で30倍以上に増加しており、これは、動画視聴などデータ容量を多く使うコンテンツに係る利用ニーズが増加したものと考えられます。また、令和2年度携帯電話及び全国BWAに係る電波の利用状況調査の評価結果にあるとおり、近年においても、平均トラフィックは1年で約1.2倍増加しています。</p> <p>このような結果から、今後もデータ利用量がさらに増加していく傾向は変わらず、プラチナバンドを必要とする主な理由がカバレッジ対策用であったとしても、個々のユーザのニーズを満たすための最低限の速度は必要となりますので、ローバンドに4×4MIMOが導入できないことにも鑑みると、15MHz幅程度の割当てが必要になると考えております。</p>	2回目
2-10	楽天モバイル	ソフトバンク	<p>【ソフトバンク殿の意見に対する弊社意見】</p> <p>④「当面の対応として、比較的小さい帯域幅となる可能性はありますが、標準化済みあるいは標準化が比較的容易な候補帯域を含めて、帯域の効率化等により携帯電話システム以外から新たな帯域を捻出する余地もあるのではないかと考えます。これまでにそのような帯域の利活用の可能性については、検討がなされていないと認識しており、まずはそこから検討、議論をすべき」とありますが、具体的にどの周波数帯を指しているのか、お示しください。</p> <p>仮に、いわゆるMCA跡地の周波数帯のことを指すのであれば、第4回WG資料4-3の黒田構成員のご質問への回答のとおり、端末側に実装可能な小型で安価なフィルタ開発は困難であること、また、周波数再編アクションプランに示されているとおり、既存MCAの移行の時期は未確定であり、当該帯域を使用可能となる時期は不明であることから、MCA跡地利用は現実的ではありません。(第4回WG資料4-3の黒田構成員のご質問への回答は、本回答2-6を参照願います。)</p>	2回目
3-1	NTTドコモ	—	<p>・再配分の検討が行われる際には、再配分を希望する事業者既に割当て済みの周波数が有効活用できているかを、より一層適正に評価すべきであると考えております。具体的には、電波の利用状況調査や開設計画の実進捗状況等の確認に加えて、エリアの品質状況などに関する評価を行うことも検討し、それらの評価結果を割当て審査において十分に考慮すべきであると考えております。</p> <p>・また、再配分に関する普遍的な制度が確立した際は、携帯電話に割当てられている様々な周波数帯がその再配分の対象となり得ることが想定されますが、各周波数帯を取り巻く状況は様々であることから、それらの諸状況に応じて必要となる対応について、十分に検証・検討した上で、移行期間についても慎重に検討すべきと考えます。</p>	3回目

番号	意見者	意見先	意見	やりとり
3-2	KDDI	楽天モバイル	<p>(2-4に対する回答)</p> <p>移動通信システム等制度WG（第4回）にて示された報告骨子案（資料4-1）に記載のとおり、「どの周波数帯にも適用する普遍的な再割当制度を整備した上で、新たな比較審査による周波数の再割当手続の中で透明性を確保しつつ公正・中立に審査し再割当ての検討を行うべき」であり、個別具体的な周波数の再編については恒久的な制度が確立された後で議論が開始されるべきと考えます。</p> <p>(2-6に対する回答)</p> <p>個別具体的な周波数の再編については、恒久的な制度が確立された後で新たな周波数帯の捻出等の選択肢も含めて、議論が開始されるべきと考えます。</p>	3回目
3-3	ソフトバンク	楽天モバイル	<p>【楽天モバイル殿①（意見番号2-7）に対する当社意見】</p> <p>周波数再編に関する恒久的な制度整備を通じて、周波数の割当て機会の公平性を確保することは当社としても当初より否定しておりません。改めて頂いたご意見は概ね賛同できますが、適切なタイミングについては未だ認識に齟齬があると考えます。</p> <p>繰り返しになりますが、運用中の周波数における予見性のない再編には課題が多く存在することから、予見可能な制度を確立した上で議論を開始することが適切と考えており、仮に再編を実施する場合には、ユーザ保護の重要性や事業者のコスト負担等を考慮し十分な期間を設けることが必要と考えています。</p> <p>仮に、これらの制度設計に必要な期間や移行に要する期間に関わらず、「早急かつ必ず」との要望であれば、意見番号1-3のとおり、当面の対応として、携帯電話システム以外の帯域の効率化等により、新たな帯域の捻出を検討すべきではないかと考えます。</p>	3回目
3-4	ソフトバンク	楽天モバイル	<p>【楽天モバイル殿②③（意見番号2-8,9）に対する当社意見】</p> <p>当社が繰り返しご質問させて頂いております、「直ちに15MHz幅×2のプラチナバンドが必要であることの理由」については未だ合理的な回答を頂いていないと理解しています。</p> <p>なお、2021年4月13日付のインタビュー記事※において、楽天モバイル殿より「自社契約者の7割はデータ利用量が少ない」旨の発言がされており、当初とは状況が変わったと思われる利用実態も踏まえて、改めて必要な周波数幅やタイミングについて再考頂くことが必要ではないかと考えます。</p> <p>※ 「ケータイWatch」の記事抜粋 「実際には7割の方は、データ利用量が少ないと言える状況です。ネットワークへの逼迫度合いよりも、多くの方にとって安心してご利用いただける料金を目指した格好です。ワンプランですので、煩雑さが無いという点が一番のメリットです。」</p>	3回目

番号	意見者	意見先	意見	やりとり
3-5	ソフトバンク	楽天モバイル	<p>【楽天モバイル殿④（意見番号2-10）に対する当社意見】</p> <p>意見番号1-3のとおり、新たな帯域の捻出については、周波数の配分を求める事業者自身が、具体的な候補帯域を模索し、利活用の可能性を調査・提案することが適切と考えます。</p> <p>なお、調査・提案するにあたっては現存する3GPPバンドを対象に利活用の可能性を検討する等の方法があると考えます。</p>	3回目
4-1	楽天モバイル	NTTドコモ、 KDDI、 ソフトバンク	<p>【NTTドコモ殿3-1、KDDI殿3-2、ソフトバンク殿3-3に対する意見】</p> <p>今後3Gシステムの終了が予定されている現下のタイミングは、移動通信システム等制度WG骨子案に記載された「移動通信システムの世代交代のタイミング等で周波数の再配分を行う必要がある場合等」に該当します。3Gシステムの終了時期に合わせて周波数の再配分を行うこととすれば、各社やユーザーへの影響が比較的少なく済みますので、この好機を逃すことがないよう、懇談会の報告書が取りまとめられた後、速やかに、制度化の検討と並行してプラチナバンドの再配分に向けた具体的な議論の深掘りを行うべきであると考えます。</p>	4回目
4-2	楽天モバイル	ソフトバンク	<p>【ソフトバンク殿3-4に対する意見】</p> <p>デジタル変革時代の電波政策懇談会及び移動通信システム等制度WGにおける周波数再配分の枠組みの制度化に関する議論は、一事業者の周波数のキャパシティの逼迫に対処するためではなく、周波数の有効利用の観点から、我が国において開設計画の認定期間の終了後も再免許が繰り返され、周波数の割当てが固定化してしまっていることへの対応方策について、検討が行われているものと考えます。</p> <p>また、公正競争の確保の観点から、プラチナバンドは有限かつ希少な国民共有の財産ですので、各携帯事業者がカバレッジ用に利用できるよう、公平に割当てることが適当であると考えます。</p> <p>なお、15MHz幅×2のプラチナバンドが必要であることの理由については、これまでに繰り返しご説明しております。</p>	4回目
4-3	楽天モバイル	ソフトバンク	<p>【ソフトバンク殿3-5に対する意見】</p> <p>我が国において、現状、1GHz以下の周波数帯において携帯電話システム用に15MHz幅×2を捻出できる帯域を見出すことは困難ですが、3Gシステムの終了時期であれば比較的影響が少ないと考えられるため、各社が3Gに使用している周波数を再配分用に充てていただくことを提案しております。</p>	4回目
4-4	NTTドコモ	—	<ul style="list-style-type: none"> ・周波数の割当て制度の見直しについては、電波の有効利用につながる普遍的なルールとして制度整備が行われたのち、個別の周波数割当てが行われる際も、審査項目やその基準の設定、実際の審査を含む一連のプロセスにおいて更なる透明性の確保が重要となると考えております。 ・一方で、周波数は限られた資源であるため、再配分の検討が行われる際には、再配分を希望する事業者に既に割当て済みの周波数が有効活用できているかを、より一層適正に評価すべきであり、また、再配分の対象となり得る周波数帯に関しても、あらゆる無線システムにおける電波の利用状況を今一度見直した上で、慎重且つ適切に検討を進めるべきと考えております。 ・また、再配分に関する普遍的な制度が確立した際は、様々な周波数帯がその再配分の対象となり得ることが想定されますが、各周波数帯を取り巻く状況は様々であり、それらの諸状況に応じて必要となる対応が10年スパンの期間を要する可能性もあるため、利用ユーザーへの影響や各無線設備に必要な対応なども十分に検証・検討した上で、移行期間についても慎重に検討すべきと考えます。 	4回目